

届出先税関

特殊用塩のみに係る特定販売業の届出等の申請手続は、「**主たる事務所の所在地を管轄する税関長**」に対して行います。主たる事務所とは、塩の特定販売の業務を統括する施設をいい、法人登記簿上の本店であることを要しません。

(例) 本店は東京にあるが、神戸所在の営業所が塩の特定販売業務を統括している場合
 —————→「**神戸税関長**」に対して届出を行います。

主たる事務所の所在地	管轄税関	担当者の連絡先
東京都、埼玉県、群馬県、山梨県、新潟県、山形県、千葉県の一部(成田市、市川市原木 1～4 丁目、香取郡多古町、山武郡芝山町)	東京税関	〒135-8615 東京都江東区青海2-7-11 東京税関 業務部 統括審査官(通関総括第2担当) Tel. 03-3599-6338 FAX 03-3599-6458
神奈川県、茨城県、栃木県、福島県、宮城県、千葉県の一部(東京税関の管轄地域を除く)	横浜税関	〒231-0001 横浜市中区新港1-6-1 よこはま新港合同庁舎 横浜税関 業務部 統括審査官(通関総括第2担当) Tel. 045-212-6110
兵庫県、岡山県、鳥取県、島根県、広島県、香川県、徳島県、高知県、愛媛県	神戸税関	〒650-0041 神戸市中央区新港町12-1 神戸税関 業務部 統括審査官(通関総括第3担当) Tel. 078-333-3155
大阪府、京都府、和歌山県、奈良県、滋賀県、福井県、石川県、富山県	大阪税関	〒552-0021 大阪市港区築港4-10-3 大阪税関 業務部 統括審査官(減免還付部門) Tel. 06-6576-3361
愛知県、三重県、岐阜県、長野県、静岡県	名古屋税関	〒455-8535 名古屋市港区入船2-3-12 名古屋税関 業務部 統括審査官(特殊鑑定担当) Tel. 052-654-4124
福岡県(長崎税関の管轄地域を除く)、山口県、佐賀県の一部(唐津市、伊万里市、東松浦郡、西松浦郡)、長崎県の一部(壱岐市、対馬市)、大分県、宮崎県	門司税関	〒801-8511 北九州市門司区西海岸 1-3-10 門司税関 業務部 統括審査官(通関総括第2担当) Tel. 050-3530-8401
長崎県(門司税関の管轄地域を除く)、佐賀県の一部(門司税関の管轄地域を除く)、福岡県の一部(久留米市、大牟田市、柳川市、筑後市、八女市、大川市、小郡市、うきは市、三井郡、三潴郡、八女郡、山門郡、三池郡)、熊本県、鹿児島県	長崎税関	〒850-0862 長崎市出島1-36 長崎税関 業務部 統括審査官(通関担当) Tel. 095-828-8667
北海道、秋田県、岩手県、青森県	函館税関	〒040-0061 函館市海岸町24-4 函館税関 業務部 統括審査官 Tel. 0138-40-4256

沖縄県	沖縄地区 税関	〒900-0001 那覇市港町2-11-1 沖縄地区税関業務部統括審査官(通関総括第2担当) Tel. 098-862-9281
-----	------------	--

届出手続き

特殊用塩のみを自ら又は他者に委託して輸入し、販売又は自ら使用すること(特定販売)を業として行おうとする者は、税関長に届出を行わなければなりません。この届出を行った者を「特殊用塩特定販売業者」といいます。

(注)塩事業関係法令において、特殊用塩の特定販売業に関する条項に基づく財務大臣の権限は税関長に委任されています。

(1)届出に必要な書類

「**特殊用塩特定販売業届出書**」(別紙様式第 20 号)に必要な事項を記載の上、下表の書類を添付して、主たる事務所の所在地を管轄する税関長に提出してください。

※「塩特定販売業登録申請書」等の様式は販売しておりませんので、ホームページ掲載の様式をご利用いただくか、適宜パソコンで作成してください。

【添付書類】

書類名	法人	個人	備考
登記事項証明書	○	×	「現在事項全部証明書」(届出の日から3ヶ月以内に発行されたもの、コピー不可)を添付してください。
住民票の抄本 ※個人番号(マイナンバー)の記載がないもの	×	○	届出の日から3ヶ月以内に発行されたもの(コピー不可)を添付してください。 【登録申請者が外国人である場合】 住民票の抄本の代わりに、有効期限内の在留カード、特別永住者証明書の写しを添付してください。 【届出手続きを窓口で直接申請され、かつ、住民基本台帳ネットワークシステム(「住基ネット」)を利用しての本人確認を希望される場合】 住民票の抄本の提出は不要です。
特殊用塩であることを証明する書類	○	○	例えば、1頁の特殊用塩①化粧品に該当する塩の場合は厚生労働省に届け出た製造販売用化粧品輸入届出書の写し等、「特殊用塩」の①～⑦にあてはまることが分かる資料を添付してください。